

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：さいたま市

1 地域活性化総合特別区域の名称

次世代自動車・スマートエネルギー特区

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

暮らしやすく、活力のある都市として、継続的に成長する「環境未来都市」の実現を目指す。

解説：

《さいたま市の現状》

さいたま市は、市内はもとより首都圏に勤める人々が安心・安全・快適・便利に暮らせる都市として、128万人を擁する大都市に発展してきた。

加えて、県庁所在地であり、かつ、政令指定都市であることも影響して、市内には国の機関をはじめ多くの企業の本社や東日本を統括する支社の立地も多い。

さいたま市が多くの人々や企業から「住みたいまち」「事業の拠点を置きたいまち」として選ばれてきたのは、地域と都心を結ぶ交通利便性が高く、また、大宮台地を中心に強固な地盤であることなどから、安心・安全で、快適・便利な暮らしやすいまちとして評価されてきた結果と考えられる。

《目指すまちづくりの方向》

しかしながら、我が国が直面している、人口減少や超高齢化社会への対応、そして都市の低炭素化などの課題を前にして、さいたま市がこれまでと同じように持続的な成長を続けることは容易ではなく、そのためには、将来に亘り、市民にとって「住み続けたいまち」であること、そして市内の産業・経済が活性化した、「活力のあるまち」となることが求められている。当然、これら「住み続けたい」「活力のある」という都市像は、環境的に持続可能な「低炭素なまち」という大前提の上に成り立つものであり、さいたま市は、理想とする都市の姿として「暮らしやすく、活力のある都市として、継続的に成長する『環境未来都市』」の実現を目指している。

《課題》

本市の特性や目指す都市像、さらには社会情勢等を踏まえ、徹底的な「低炭素化」を図りながら、さらなる「暮らしやすさ」と「活力」の向上を同時に実現するため、安心・安全な「エネルギーセキュリティが確保された低炭素型の都市」、誰もが自由に移動できる「人にやさしく快適な低炭素型の都市」の実現を、環境未来都市の実現に向けた2つの政策課題として設定する。

エネルギーセキュリティの確保は、平成23年3月11日の東日本大震災を契機とした国民や企業の意識の高まりを受け、安心・安全な都市となるために、さいたま市においても新しい都市の機能として獲得しなければならない機能である。さいたま市では、省エネ設備投資や自家発電等エネルギーの導入等の取組みに対する低利の中小企業向け融資制度を既に創設しているが、融資限度額の引上げや総合特区利子補給金事業への補助、工場立地法の緑地規制の緩和等により、自家発電設備や燃料電池の導入をはじめとする、企業が行う安心・安全の取組みへの支援策について検討していく必要がある。さらには、これら設備を導入した企業との連携により、地域全体のエネルギーセキュリティの確保についても検討すべきと考えている。また、人にやさしく快適であることは、超高齢化社会への対応が必要となることを予見して、例えば高齢者等交通弱者の外出機会の確保につながるなど、暮らしやすく活力のある都市の実現に必要な機能である。

《3つのプロジェクト》

これらの実現にあたっては、まず、我が国全体の課題でもあるエネルギーセキュリティの確保の

ため、家庭生活や人・物の輸送に必要なエネルギーの確保に焦点をあて、「ハイパーエネルギーステーションの普及」と「スマートホーム・コミュニティの普及」を、そして人にやさしく快適な都市となるために、これまで対応が困難であった移動手段のニーズに新たに対応する「低炭素型パーソナルモビリティの普及」を、3つの重点プロジェクトとして推進することとした。

これら3つのプロジェクトの推進は、自動車関連や住宅関連の産業という、非常に裾野の広い産業に大きな影響を持つもので、この分野における規制緩和や制度創設、技術革新などを伴う「ビジネスモデル」の確立は、中小企業をはじめ我が国の多くの企業にとっても、大きなビジネスチャンスをもたらすことが期待できる。

加えて、暮らしやすさと活力に着目したさいたま市の取組みは、特定の企業の協力や観光地など限られた地域のみが享受できる資源を必要としない点で、国内の多くの地域において同様の成功を収めることができる高い汎用性を有しており、優れた「モデルケース」として、日本の成長戦略の一翼を担えるものと考えている。

《将来のビジョン》

国内においてスマートコミュニティやパーソナルモビリティに係る、同様の取組みがいくつも進められている。本市における取組みは、将来的に他の地域における取組みと連携を図りながら、「さいたま市モデル」として広域的に展開したいと考えている。また、この取組みは、住宅に限らず、産業分野においても市内の9割を占める中小の事業所や公共施設発電や蓄電を行うなど、エネルギーの自立に向けた取組みにもつなげていきたいと考えている。

② 評価指標及び数値目標

評価指標	数値目標		
	項目	現状値	目標値(平成31年)
(1)ハイパーエネルギーステーション(HES)の整備箇所数	(1)-①レジリエンスステーションの整備箇所数	0箇所 (H29年1月現在)	1箇所
	(1)-②ハイパーエネルギーステーションBの整備箇所数	4箇所 (H29年1月現在)	12箇所
	(1)-③ハイパーエネルギーステーションCの整備箇所数	0箇所 (H29年1月現在)	200箇所
	(1)-④ハイパーエネルギーステーションVの整備箇所数	0箇所 (H29年1月現在)	1箇所
(2)認証スマートホーム(共通プラットフォーム接続)の戸数	(2)認証スマートホーム(共通プラットフォーム接続)の戸数	0戸 (H29年1月現在)	500戸
(3)スマートホーム・コミュニティ(強くしなやかな低炭素型コミュニティモデル)の街区数	(3)スマートホームコミュニティ(強くしなやかな低炭素型コミュニティモデル)の街区数	1街区 (H29年1月現在)	4街区
(4)新たな低炭素型パーソナルモビリティの開発	(4)新たな低炭素型パーソナルモビリティの開発	0車種 (H29年1月現在)	1車種

3 特定地域活性化事業の名称

「暮らしやすく、活力のある都市として、継続的に成長する『環境未来都市』の実現のため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、「エネルギーセキュリティが確保された低炭素型の都市の構築」、「人にやさしく快適な低炭素型の都市の構築」に係る取組みを行っていく。

<事業名>

① ハイパーエネルギーステーションの普及

(地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4)

- ② スマートホーム・コミュニティの普及
(地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4)
- ③ 低炭素型パーソナルモビリティの普及
(地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4)

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

総合特区の目指す目標を達成するため、特定地域活性化総合特区事業とも連携しながら、以下の取組みを行っていく。

- ① ハイパーエネルギーステーションの普及
(電気自動車・プラグインハイブリッド車の充電インフラ整備事業 (No. 79) 、別紙2-3)
(天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業、別紙2-3)
- ② スマートホーム・コミュニティの普及
(先導的都市環境形成促進事業 (No. 84) 、別紙2-3)
- ③ 低炭素型パーソナルモビリティの普及
(超小型モビリティ導入促進事業、別紙2-3)

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置 (別紙2-8)

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

別紙 2-3 電気自動車・プラグインハイブリッド車の充電インフラ整備事業【1/4】

1 一般地域活性化事業の名称

ハイパーエネルギーステーションの普及（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業）

2 一般地域活性化事業の内容

① 事業概要

ガソリン、軽油、天然ガス、電気自動車（EV）用の電気の充電や水素燃料電池自動車（FCV）用の水素の充填が可能なハイパーエネルギーステーションを整備する。

② 支援措置の内容

EV用充電器の設置に対する支援

③ 事業実施主体

JX エネルギー株式会社/東京ガス株式会社/埼玉県石油商業組合/チャデモ協議会/株式会社 NTT データ/日本電気株式会社/さいたま市

④ 事業が行われる区域

さいたま市の全域

⑤ 事業の実施期間

平成 24 年度～平成 31 年度

⑥ その他

別紙 2 - 3 天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業【2 / 4】

1 一般地域活性化事業の名称

ハイパーエネルギーステーションの普及（天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業）

2 一般地域活性化事業の内容

① 事業概要

平時多様なエネルギーを供給し、災害時には「物流・防災拠点」として、エネルギー、電力、熱、水などの供給を継続するレジリエンスステーションを整備する。

② 支援措置の内容

レジリエンスステーションの整備に対する支援

③ 事業実施主体

JX エネルギー株式会社/東京ガス株式会社/埼玉県石油商業組合/チャデモ協議会/株式会社 NTT データ/日本電気株式会社/埼玉県トラック協会/さいたま市

④ 事業が行われる区域

さいたま市の全域

⑤ 事業の実施期間

平成 29 年度～平成 31 年度

⑥ その他

別紙 2 - 3 先導的都市環境形成促進事業【3 / 4】

1 一般地域活性化事業の名称

スマートホーム・コミュニティの普及（先導的都市環境形成促進事業）

2 一般地域活性化事業の内容

① 事業概要

電線類が地中化され、住宅には太陽光発電システム、水素燃料電池、HEMS 等を備え、地域で EV をシェアし蓄電池としても活用するスマートホームが立ち並ぶ街区を整備する。また、まちづくりの拠点となる「アーバンデザインセンターみその」を核として電気や熱といった地域のエネルギーをマネジメントすることで、街区内の住宅のエネルギーセキュリティが高いレジリエントな街づくりを推進する。

② 支援措置の内容

スマートホーム・コミュニティの普及のうち、地域エネルギーマネジメントシステムの構築にかかる計画策定等に対する支援

③ 事業実施主体

埼玉県住まいづくり協議会/美園タウンマネジメント協会/一般社団法人美園タウンマネジメント/レジリエンスジャパン推進協議会/さいたま市

④ 事業が行われる区域

さいたま市緑区・岩槻区みそのウイングシティの土地区画整理事業地内

⑤ 事業の実施期間

平成 24 年度～平成 31 年度

⑥ その他

別紙 2-3 超小型モビリティ導入促進事業【4/4】

1 一般地域活性化事業の名称

低炭素型パーソナルモビリティの普及（超小型モビリティ導入促進事業）

2 一般地域活性化事業の内容

① 事業概要

交通の低炭素化、高齢者・子育て世代の移動支援のため、新しい交通システムとしての超小型モビリティの活用法等を、社会実験を通じて検証し新たなモビリティを社会実装する。

② 支援措置の内容

超小型モビリティの特性・魅力を引き出す創意工夫、低炭素・省エネ型まちづくりと一体になった先導・試行導入事業に対する支援。

③ 事業実施主体

本田技研工業株式会社/株式会社本田技術研究所/美園タウンマネジメント協会/一般社団法人美園タウンマネジメント/さいたま市

④ 事業が行われる区域

さいたま市の全域

⑤ 事業の実施期間

平成 25 年度～平成 31 年度

⑥ その他

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金> 【1 / 3】

1 特定地域活性化事業の名称

ハイパーエネルギーステーションの普及（地域活性化総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社埼玉りそな銀行

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内においてガソリンスタンド、水素ステーション等のエネルギー供給施設や市民生活に密着したエネルギー供給施設になり得る生活サービス事業所に、太陽光パネル、発電機、蓄電池を整備し、EV用急速充電器、水素充填施設を設置することで、多様なエネルギーを供給することができ、災害時にもエネルギーの供給拠点となる「ハイパーエネルギーステーションの普及」を実施する取組みに必要な資金を貸し付ける事業を行う。「ハイパーエネルギーステーションの普及」を実施する取組みについては、当該総合特区の政策課題である「エネルギーセキュリティが確保された低炭素型の都市の構築」及びその解決策である「既存のエネルギー（系統電力、都市ガス等）に加え、新しいエネルギー（太陽光発電と燃料電池）の活用を拡大するとともに、災害時のエネルギーセキュリティを確保するため、「ハイパーエネルギーステーション」と「スマートホーム・コミュニティ」の普及を図る。」とも整合している。当該取組みは、「市民の移動や物資の輸配送のいわゆる運輸部門において、『徹底的な低炭素化』のために次世代自動車の普及を図りつつ、『エネルギーセキュリティ』を確保するためには、多様なエネルギーを供給し、災害による停電時のバックアップ電源を備えた燃料供給インフラが必要不可欠となる。」という基本的な考え方に拠るものである。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第3号 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業

第9号 地域における防災機能の確保その他地域住民の安全の確保に関する事業

以上

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【2 / 3】

1 特定地域活性化事業の名称

スマートホーム・コミュニティの普及（地域活性化総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社埼玉りそな銀行

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において太陽光発電や燃料電池により発電した電力をEVや蓄電池を活用して、効率的に使用するスマートホームコミュニティを構築する「スマートホーム・コミュニティの普及」を実施する取組みに必要な資金を貸し付ける事業を行う。「スマートホーム・コミュニティの普及」を実施する取組みについては、当該総合特区の政策課題である「エネルギーセキュリティが確保された低炭素型の都市の構築」及びその解決策である「既存のエネルギー（系統電力、都市ガス等）に加え、新しいエネルギー（太陽光発電と燃料電池）の活用を拡大するとともに、災害時のエネルギーセキュリティを確保するため、「ハイパーエネルギーステーション」と「スマートホーム・コミュニティ」の普及を図る。」とも整合している。当該取組みは、「(低炭素化に資する) 地域でのエネルギーの利用の最適化を図るためには、異なる生活パターンの世帯のスマートホーム同士がエネルギーを共有し合い、エネルギー利用の最適化を図る『スマートコミュニティ』の整備を進める必要がある。」及び「災害時に系統電力や都市ガスインフラが途絶した場合にも、地域で創ったエネルギーを地域で共有することで、市民の生活に必要なエネルギーを賄うことができる街区が実現する。」という基本的な考え方に拠るものである。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第3号 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業

第9号 地域における防災機能の確保その他地域住民の安全の確保に関する事業

以上

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【3 / 3】

1 特定地域活性化事業の名称

低炭素型パーソナルモビリティの普及（地域活性化総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社埼玉りそな銀行

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において子育て世代や高齢者世帯などの中・近距離の移動需要に応え、負担軽減にも資する、2人乗りのEV原動機付自転車の産学連携による開発・普及を図る「低炭素型パーソナルモビリティの普及」を実施する取組みに必要な資金を貸し付ける事業を行う。「低炭素型パーソナルモビリティの普及」を実施する取組みについては、当該総合特区の政策課題である「人にやさしく快適な低炭素型の都市の構築」及びその解決策である「既存の交通手段（自動車、公共交通等）に加え、多様な交通手段を確保するため、「低炭素型パーソナルモビリティ」の普及を図る。」とも整合している。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第3号 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業

以上

別紙 2 - 8 <地域において講ずる措置>

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ①電気自動車等普及促進対策補助金（電気自動車、燃料電池自動車導入補助）
- ②さいたま市「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金
- ③さいたま市ハイパーエネルギーステーション整備事業費補助金
- ④さいたま市ハイパーエネルギーステーションS整備事業費補助金
- ⑤さいたま市天然ガスエコ・ステーション重要機器整備費補助金
- ⑥さいたま市レジリエンスステーション整備事業費補助金

2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

- ①さいたま市新エネルギー政策の策定
地産地消のエネルギー施策に関する総合的な調査を実施し、「次世代自動車・スマートエネルギー特区」等を踏まえた環境未来都市にふさわしい、新しい市域全体のエネルギー政策を策定する。（平成 24 年度～）
- ②都市計画法に基づく用途地域の変更
水素ステーションの整備予定地に「エネルギー安定供給拠点」として地区計画を策定し、事業者が目指すハイパーエネルギーステーションSが建設できるように用途地域を変更した。（平成 25 年 8 月）
- ③さいたま市生活環境の保全に関する条例
市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境への負荷の低減を図るための措置及び公害等の発生源に対する規制を定めた条例を策定し、事業者等に対して環境負荷低減計画や建築物環境配慮計画書の作成を求めている。また、事業者や市民に対して、次世代自動車の使用、公共交通機関の利用、エコドライブの実施等交通の低炭素化を図る取組みを求めている。（平成 21 年 4 月施行）
- ④さいたま市低炭素まちづくり計画の策定
市が低炭素型社会の構築に向けた計画を策定することにより、総合特区事業の一層の推進や、特例措置、国庫補助金等の支援を機に総合特区事業への民間投資を促進させる。（平成 26 年 7 月策定）

3. 地方公共団体等における体制の強化

- ①平成 22 年 4 月 次世代自動車普及推進室を設置（5 名体制、年度内に 2 名増員）
- ②平成 23 年 4 月 環境未来都市推進課に改組（11 名体制）
- ③平成 24 年 1 月 さいたま市次世代自動車・スマートエネルギー特区庁内プロジェクトチーム設置
（市長をトップとした局横断の庁内関係課長級のプロジェクトチーム）
- ④平成 24 年 4 月 環境未来都市推進課を増員（13 名体制）
- ⑤平成 25 年 9 月 さいたま市成長戦略環境技術産業の推進プロジェクトチーム設置
（部長をトップとした局横断の庁内関係課長のプロジェクトチーム）

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ①E-KIZUNA ステーションの整備と情報提供
市内 121 箇所、166 基（平成 28 年 4 月現在）の EV 用充電器を「E-KIZUNA ステーション」として位置づけ、市のホームページに対応機種や時間帯を表示。
- ②さいたま市地域交通グリーン化促進事業
運輸部門の低炭素化を促進するため、事業用車両としてタクシーやトラックへの EV・PHEV を導入する市内事業者に、国土交通省の「電気自動車による地域交通グリーン化促進事業」の支援策を活用してもらうため、地域協議会が事業計画を策定する。

③スマートホーム・スマートコミュニティ実証実験

地域で創ったエネルギーを地域で共有し、徹底した低炭素化とエネルギーセキュリティの確保を実現するための「スマートホーム・スマートコミュニティ実証実験」を実施する。

④パーソナルモビリティ総合支援

低炭素型パーソナルモビリティを普及させる技術の研究開発から事業化まで、産学連携による取組みを市が強力に支援する。また、新たにさいたま市環境技術創出支援補助金「特区計画重点プロジェクトに係る特例」を創設（平成26年10月）、技術創出の加速化を図る。その普及に向けた取組みとして、パーソナルモビリティの社会的認知とともに市民意識の醸成・向上を図るため、若者から高齢者・子育て世代に配慮した電動自転車等を活用した試乗会、実証実験を実施する。

⑤総合特区支援利子補給金活用事業に対する補助制度

民間企業等が国の総合特区支援利子補給金を活用し、設備投資等自ら費用を負担して事業を行う場合、その取組みを支援する補助制度を創設する。

⑥総合特区事業の情報発信

総合特区事業に係る情報をイクレイ世界大会や ITS 世界大会など国際的な場や九都県市首脳会議、指定都市自然エネルギー協議会、プラチナ構想ネットワークなど国内向けの場で発信する。

⑦市有地等でのハイパーエネルギーステーション整備

災害時でも発電可能な市有施設や市有地を活用したメガソーラー実施地に EV 用急速充電器や水素供給設備を設置し、次世代自動車用エネルギーを供給するハイパーエネルギーステーションを整備する。

⑧アーバンデザインセンターみそのの整備・総合生活支援サービスの提供

スマートコミュニティの整備地区となっている「浦和美園（みそのウイングシティ）」の成長・発展に向けたまちづくりを推進するための情報発信等の拠点となる「アーバンデザインセンターみその」を拠点として、IOT 技術「情報共通基盤 共通プラットフォームさいたま版」を活用した総合生活支援サービスを提供する。

⑨レジリエンス認証制度

太陽光発電と蓄電池、燃料電池、HEMS などを活用して、住宅単体としてのエネルギーの地産地消と災害時のエネルギーセキュリティの確保を一定程度以上実現する住宅を認証し、住宅メーカー・施工業者・住宅購入者のそれぞれにインセンティブを付与する「（仮称）さいたま市レジリエンス認証制度」を整備する。

⑩低炭素型パーソナルモビリティ社会実装

国土交通省に認定された「超小型モビリティ導入促進事業」として、自動車メーカーとの連携により新しいタイプの超小型モビリティを活用した社会実験を実施する。社会実験では主に、地域における多様な交通手段の確保と回遊性の向上、子育て世代や高齢者の外出支援、スマートコミュニティにおける新しい交通システムの確立といった課題について検証する。その結果を踏まえ、社会実装可能な車両の導入に向けた検討を行う。

⑪EV・FCV用外部給電装置設置

ハイパーエネルギーステーションにより供給するエネルギーをスマートホーム・コミュニティで活用するために必要なEV・FCV用外部給電装置を太陽光発電と蓄電池が設置された小学校（避難所）へ試験的に設置し、EV・FCVによる蓄電池への継ぎ足し充電する上での課題について検証する。

⑫電気自動車用急速充電器の普及拡大、維持に向けた取組

電気自動車用急速充電器の普及拡大、維持には、設置者のランニングコストを賄うための課金制度が不可欠であることから、市所有の急速充電器の統一的な課金を行い、市内のEV充電環境の向上を図る。

⑬エコリフォーム事業

「（仮称）さいたま市レジリエンス認証制度」と連動した初期費用ゼロによりエコリフォームが可能となる事業を展開し、既築住宅の低炭素化、ヒートショックの低減など住民の健康度向上への寄与、市内企業の施工による地域経済活性化を図る。

⑭レジリエンスステーションの整備

平時多様なエネルギーを供給し、災害時には「物流・防災拠点」として、エネルギー、電力、熱、水などの供給を継続する天然ガススタンドを核としたステーションの整備を行い、レジリエンス性の向上を図る。

⑮ハイパーエネルギーステーション C の整備

「エコリフォーム事業」により、電気を外部給電可能となった住宅・事務所と災害時に EV に電気を給電するための協定を締結し、地域コミュニティの共助を活かす身近なステーションの整備によりレジリエンス性の向上を図る。

⑯ハイパーエネルギーステーション V の整備

大電流の活用が可能な次世代バスを導入し、平時には省エネルギーな移動手段として活用し、災害時には大電流の活用によるレジリエンス性の向上を図る。

⑰マルチモビリティシェアリングの社会実装

公共交通のラストマイルを補完し、状況に応じた車両の選択が可能なマルチモビリティシェアリングを社会実装し、人にやさしく、快適に、誰もが自由に移動できる低炭素型の都市の構築を図る。

⑱エネルギーマネジメントマスタープランの策定

美園地域において、地域資源を活用した再生可能エネルギーの創出、公民連携によるエネルギーマネジメントマスタープランを策定し、レジリエンス性の高いまちの構築を図る。

別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	さいたま市環境未来都市推進協議会
地域協議会の設置日	平成23年8月26日
地域協議会の構成員	別添6-2のとおり
協議を行った日	<p>【協議会】</p> <p>第1回 平成23年8月26日 会議を開催して協議</p> <p>① 協議会を設立。同時に、総合特別区域法に基づく地域協議会と位置付け</p> <p>② 協議会の会長を選出（会長：さいたま市長 清水 勇人）</p> <p>③ 規約第8条に基づき、環境未来都市を実現するために必要な施策のうち、特に重点的に取り組むべき4つの施策について、スマートコミュニティ専門部会、次世代ステーション専門部会、次世代自動車専門部会、パーソナルモビリティ専門部会の4つの専門部会を設置</p> <p>④ 協議会として、3つの重点プロジェクト（スマートホーム・コミュニティ、ハイパーエネルギーステーション、低炭素型パーソナルモビリティ）の推進のためにさいたま市が総合特別区域の指定申請をすることを承認</p> <p>平成23年9月29日 持ち回りで協議</p> <p>① さいたま市から申請する「地域活性化総合特別区域指定申請書」の内容について承認</p> <p>第2回 平成24年4月11日 会議を開催して協議</p> <p>① さいたま市環境未来都市推進協議会規約の改正について、新規委員の加入手続きについて規定することを承認</p> <p>② 新規委員として、埼玉県住まいづくり協議会とイオンリテール株式会社の加入について承認</p> <p>③ 総合特別区域計画について、規制の特例措置並びに財政の特例措置について国との協議状況を報告し、地域活性化総合特区支援利子補給金を活用した特定地域活性化事業と、地域独自の取組を盛り込み、その認定を申請することを承認</p> <p>平成24年6月12日 持ち回りで協議</p> <p>① さいたま市から申請する「地域活性化総合特別区域計画認定申請書」の内容について承認</p> <p>平成24年10月15日 持ち回りで協議</p> <p>① 新規委員として、埼玉県電気工事工業組合と日本信号株式会社の加入について承認</p> <p>平成26年5月16日 持ち回りで協議</p> <p>① さいたま市から報告する「地域活性化総合特別区域計画認定申請書」の変更内容について承認</p> <p>平成29年2月10日 持ち回りで協議</p> <p>① さいたま市から申請する「地域活性化総合特別区域計画認定申請書」の変更内容について承認</p>

【次世代ステーション専門部会】

- 第1回 平成23年9月21日 会議を開催して協議
第2回 平成24年4月9日 会議を開催して協議
第3回 平成24年10月30日 会議を開催して協議

【CNGスタンド自主点検緩和項目検討会】

- 第1回 平成24年6月1日 会議を開催して協議

【スマートコミュニティ専門部会】

- 第1回 平成23年9月21日 会議を開催して協議
第2回 平成24年4月9日 会議を開催して協議
第3回 平成24年10月30日 会議を開催して協議

【パーソナルモビリティ専門部会】

- 第1回 平成23年9月22日 会議を開催して協議
第2回 平成24年4月9日 会議を開催して協議
第3回 平成24年10月30日 会議を開催して協議

【パーソナルモビリティ普及研究会】

- 第1回 平成24年11月26日 会議を開催して協議
第2回 平成24年12月20日 会議を開催して協議
第3回 平成25年1月25日 会議を開催して協議
第4回 平成25年3月1日 会議を開催して協議
第5回 平成25年3月25日 会議を開催して協議
総会 平成25年4月25日 会議を開催して協議
フィールドワーク 平成25年5月28日 現場踏査及び協議
フィールドワーク 平成25年6月10日 現場踏査及び協議
フィールドワーク 平成25年7月23日 県警との意見交換
第6回 平成25年10月29日 会議を開催して協議
第7回 平成26年1月20日 セミナー及び意見交換
第8回 平成26年2月3日 セミナー及び意見交換
第9回 平成26年3月19日 会議を開催して協議
総会 平成26年5月20日 会議を開催して協議
第10回（超小型モビリティ／電動自転車合同分科会） 平成26年8月18日
会議を開催して協議
フィールドワーク 平成26年10月1日 つくばモビリティロボット実験
特区／産業技術総合研究所視察
第2回電動自転車分科会 平成26年11月20日 会議を開催して協議
第2回超小型モビリティ分科会 平成26年12月9日 セミナー及び
意見交換
第11回 平成27年2月27日 会議を開催して協議
第12回 平成27年3月9日 会議を開催して協議
総会 平成28年5月23日 会議を開催して協議

【小型電動モビリティ利活用推進協議会】

- 第1回 平成25年11月5日 会議を開催して協議
第2回 平成26年5月30日 会議を開催して協議
第3回 平成27年5月29日 会議を開催して協議

【次世代自動車専門部会】 第1回 平成24年4月9日	会議を開催して協議
-------------------------------	-----------

さいたま市環境未来都市推進協議会 委員名簿

企業・団体名
株式会社NTTデータ
カルソニックカンセイ株式会社
特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉
クラリオン株式会社
埼玉県石油商業組合
一般社団法人 埼玉県乗用自動車協会
一般社団法人埼玉県トラック協会
一般社団法人埼玉県バス協会
公益財団法人さいたま市産業創造財団
さいたま商工会議所
国立大学法人埼玉大学
株式会社埼玉りそな銀行
佐川急便株式会社
JXエネルギー株式会社
学校法人芝浦工業大学
住友三井オートサービス株式会社
チャデモ協議会
東京ガス株式会社
株式会社東芝
トヨタ自動車株式会社
日産自動車株式会社
日本電気株式会社
パーク24株式会社
富士重工業株式会社
本田技研工業株式会社
三菱自動車工業株式会社
株式会社三菱総合研究所
株式会社ヤマダ電機
ヤマト運輸株式会社
一般財団法人住宅生産振興財団
イオンリテール株式会社
埼玉県住まいづくり協議会
埼玉県電気工事工業組合
日本信号株式会社
さいたま市

○オブザーバー

経済産業省関東経済産業局、国土交通省関東運輸局、国土交通省関東地方整備局、環境省関東地方環境事務所、埼玉県、東京電力株式会社、独立行政法人都市再生機構、株式会社日本政策投資銀行、岩谷産業株式会社、美園タウンマネジメント協会、一般社団法人美園タウンマネジメント、一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会